

○ 国土交通省  
環境省 令第三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

国土交通大臣 太田 昭宏

環境大臣 望月 義夫

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省 令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一 タンカー等（次号に掲げる D <sub>w</sub> が二万トン以上		

るものと除く。)

				1096.92D <sub>W</sub> <sup>-0.488</sup> 以下であるゝ」と。
D <sub>W</sub> が四千トン以上二一万トン 未満	D <sub>W</sub> が四千トン未満	D <sub>W</sub> が四千トン未満	D <sub>W</sub> が四千トン以上 1097.1D <sub>W</sub> <sup>-0.488</sup> 以下であるゝ」と。 一一酸化炭素放出抑制指標の値が 1218.8D <sub>W</sub> <sup>-0.488</sup> (1-0.1 $\frac{D_W - 4000}{16000}$ ) 以下であるゝ」と。	一一酸化炭素放出抑制指標の値が 1219D <sub>W</sub> <sup>-0.488</sup> (1-0.1 $\frac{D_W - 4000}{16000}$ )以 下であるゝ」と。
D <sub>W</sub> が四千トン未満	D <sub>W</sub> が四千トン以上二一万トン 未満	D <sub>W</sub> が四千トン以上 1097.1D <sub>W</sub> <sup>-0.488</sup> 以下であるゝ」と。 一一酸化炭素放出抑制指標の値が 1218.8D <sub>W</sub> <sup>-0.488</sup> (1-0.1 $\frac{D_W - 4000}{16000}$ )以 下であるゝ」と。	D <sub>W</sub> が四千トン未満	一一酸化炭素放出抑制指標の値は 、限定しない。
D <sub>W</sub> が一千トン以上一万トン	D <sub>W</sub> が一千トン以上 1008D <sub>W</sub> <sup>-0.456</sup> 以下であるゝ」と。	D <sub>W</sub> が一千トン以上一万トン	D <sub>W</sub> が一千トン以上 1008D <sub>W</sub> <sup>-0.456</sup> 以下であるゝ」と。	一一酸化炭素放出抑制指標の値が 、限定しない。
三 液化ガスばら積船				

				未満
				$1120Dw^{-0.456} (1-0.1 \frac{Dw-2000}{8000})$ 以下である」と。)
			四 ばら積貨物船	Dwが一千トン未満 Dwが一万トン以上
				二酸化炭素放出抑制指標の値は 、限定しない。
				Dwが一万トン以上 Dwが一万トン以上二万トン 未満
				二酸化炭素放出抑制指標の値が 865. 611Dw <sup>-0.477</sup> 以下である」と。 二酸化炭素放出抑制指標の値が $961. 79Dw^{-0.477} (1-0.1 \frac{Dw-10000}{10000})$ 以下である」と。
			五 コンテナ船	Dwが一万トン未満 Dwが一万五千トン以上
				二酸化炭素放出抑制指標の値は 、限定しない。
				Dwが一万トン以上一万五千 トン未満
				二酸化炭素放出抑制指標の値が $174. 22Dw^{-0.201} (1-0.1 \frac{Dw-10000}{5000})$ 以下である」と。

	D <sub>w</sub> が一万トン未満	一一酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
六 液冷運搬船	D <sub>w</sub> が五千トン以上	一一酸化炭素放出抑制指標の値が $204.309D_w^{-0.244}$ 以下であること。
	D <sub>w</sub> が三千トン以上五千トン未満	一一酸化炭素放出抑制指標の値が $227.01D_w^{-0.244} (1 - 0.1 \frac{D_w - 3000}{2000})$ 以下であること。
七 一般貨物船	D <sub>w</sub> が三千トン未満	一一酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	D <sub>w</sub> が一万五千トン以上	一一酸化炭素放出抑制指標の値が $96.732D_w^{-0.216}$ 以下であること。
	D <sub>w</sub> が三千トン以上一万五千トン未満	一一酸化炭素放出抑制指標の値が $107.48D_w^{-0.216} (1 - 0.1 \frac{D_w - 3000}{12000})$ 以下であること。
	D <sub>w</sub> が三千トン未満	一一酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

八 前各号に掲げる船舶以外の 指標確認対象船舶	二酸化炭素放出抑制指標の値は 、限定しない。
備考 Dw は、載貨重量トン数	

### 附 則

#### (施行期日)

1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

#### (経過措置)

2 この省令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十七年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて、平成三十年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。